

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟地域一般労働組合執行委員長鯉名一男から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項
勤務体制改善、勤務発令不備の是正と要員確保、非正規職の正規化、労働条件改悪阻止、その他の諸要求
- 2 期 間
平成29年3月23日午後1時から
- 3 場 所
胎内市東本町23-8
中条郵便局
- 4 概 要
組合員によるストライキ